

こすもす園指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設するこすもす園が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 こすもす園
- 2 所在地 加古川市神野町神野136番地の8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 こすもす園に勤務する職種、員数及び職種内容は次の通りとする。

1 管理者1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

2 介護支援専門員3名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドラインとする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

3 交通費について第8条に規程する通常事業の実施地域以外の場所については、以下の額を徴収する。

通常実施区域を越えて

片道路程 5 km未満 100円

5 km以上10 km未満 200円

以降5 km未満超える毎に 100円

但し、通常事業の実施地域内・外共に公共交通機関を利用した場合は実費徴収とする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明のうえ同意を得たもの限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施範囲）

第8条 通常の事業の実施地域は、加古川市、稲美町の区域とする。

（勤務体制の確保）

第9条 事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定める。

2 事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援の業務を担当する。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

（設備及び備品等）

第10条 事業所は相談、サービス担当者会議等に対応するための相談室を確保する。

（居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

第11条 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第12条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護支援等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告を行う。

5 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。

6 事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

3 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(2) 事業者は、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(4) 事業者は、利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人格の尊重)

第14条 事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(暴力団等の影響の排除)

第17条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第18条 事業者は、その提供する利用福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第19条 事業者は、適切な福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(会計の区分)

第20条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

(記録の整備)

第21条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人のじぎく福祉社会こすもす園指定居宅介護支援事業管理者と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

平成13年 8月 1日 一部改正

平成16年 2月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成19年 7月25日 一部改正

平成19年10月 1日 一部改正

平成22年 8月 1日 一部改正

平成22年 8月16日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正